

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部改正（案）の概要

1 趣旨

本市において公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものについて、軽自動車税（種別割）の減免を行っています。

軽自動車税の公益減免の詳細については、金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）及び金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）で定めています。

このたび、要保護児童等の養育環境の向上等に資するため、軽自動車税（種別割）の新たな公益減免の対象に、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、委託又は入所の措置の対象となった児童の輸送のために使用する軽自動車等を追加すること等について、金沢市税賦課徴収条例施行規則の改正を予定しています。

2 改正内容

金沢市税賦課徴収条例施行規則第8条の2

公益減免の対象となる要件

○ 対象範囲

現行	社会福祉法人又は <u>社会福祉事業を行う者</u> で収益事業を行わないもの
改正案	社会福祉法人又は <u>特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人</u> で、収益事業を行わないもの

○ 利用目的

現行	①病院又は診療所が所有する救急用又はへき地巡回のために使用する軽自動車等 ②社会福祉法人等が所有し、 <u>身体若しくは精神に障害を有し、</u> 歩行が困難な者の輸送の用に供する軽自動車等
改正案	①病院又は診療所が所有する救急用又はへき地巡回のために使用する軽自動車等 ②社会福祉法人等が所有し、 <u>身体若しくは精神に障害を有し、又は知的障害がある者であって、</u> 歩行が困難な者の輸送の用に供する軽自動車等 ③ <u>社会福祉法人等が所有し、専ら児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託又は入所の措置の対象となった児童の輸送の用に供する軽自動車等</u> ※都道府県の措置により小規模住宅型児童養育事業を行う者に委託され、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援に入所した者